

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1363号)

平成28年12月7日

横情審答申第1363号

平成28年12月7日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成28年5月2日建建情第162号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成20年10月21日に現地、現況を撮影した写真原議」（紙面にコピーしたものは不可）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成20年10月21日に現地、現況を撮影した写真原議」。(紙面にコピーしたものは不可)を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成20年10月21日に現地、現況を撮影した写真原議」。(紙面にコピーしたものは不可) (以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成28年4月5日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市では、市民から建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課(以下「建築情報課」という。)で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後、それらの調査結果をもとに、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうかの確認をしている。

現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存している。平成23年度までは軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表(以下「文書分類表」という。)により、「建築及び開発に関する相談関係書類(1年)」としている。

なお、写真の電磁的記録については、紙面に印刷した後は不要となるため、消去している。

- (2) 建築情報課では、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から相談を受け、平成20年10月21日に現地調査(以下「本件現地調査」という。)を行った際、写真を撮影した。現地写真の電磁的記録については、上記のとおり、紙面に印刷した後に消去しているため、現在、建築情報課で本件請求文書は保有していない。このため、条

例第10条第2項に基づき、非開示決定を行った。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人（以下「請求人」という。）が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件請求文書は、裁判でも証拠として論じられているため、非開示とする理由はなく、開示すべきである。
- (3) 請求人は、詳細に流れを弁じ判りやすく開示請求を行っている。
- (4) 実施機関は、本件現地調査の際に写真撮影を行ったと説明しているが、実際は、当日には写真撮影を行っておらず、事実をねつ造していると考えている。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件請求文書について

本件請求文書は、本件現地調査を行った際に現地の状況についてデジタルカメラで撮影した写真の電磁的記録（以下「写真データ」という。）である。

##### (2) 本件請求文書の不存在について

ア 本件請求文書について、実施機関は、紙面に印刷したものを行政文書として一定期間保存し、写真データについては、印刷をした後は消去していると説明している。一方、請求人は、裁判の証拠として論じられているため、写真データは存在するはずであると主張している。

イ 当審査会は、本件請求文書の取扱いについて確認するため、平成28年10月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から建築情報課宛に、物置が道路に突出しているとの問い合わせがあったため、本件現地調査を行い、現地の写真を撮影した。その後、写真データを紙面に印刷し、他の資料と合わせて報告資料を作成し、1年保存の文書として建築情報課で保存した後、保存期間経過により廃棄している。

(イ) 紙面に印刷した後の写真データについては、実施機関では不要となるため消去している。また、写真データの印刷方法については、デジタルカメラのメモリーを実施機関のパソコンで読み取った上で、当該データを用いて印刷する方法としている。しかし、写真データを移動することはなく、また、写真データ

の複製を作成することもないため、写真データはパソコン等に残されていない。

(ウ) 実施機関では、平成23年度までは、紙面で作成した報告資料を、文書分類表上の「建築及び開発に関する相談関係書類（3年）」に該当すべき行政文書であるところを、実際の運用では、軽易な行政文書として1年保存の文書として扱っていた。平成24年度以降は、単年度で完結する軽易な相談案件が多く、複数年度にわたる案件と区別する必要があったため、新たに1年の保存期間の区分を設けて、案件ごとに使い分けて運用している。

(エ) 請求人は、写真撮影は行われていないと主張しているが、本件現地調査を行った職員に平成20年10月21日の状況について聴取したところ、本件現地調査の際に写真撮影を行っているとの回答があった。そのため、実施機関としては、現地調査の当日に写真撮影が行われたと認識している。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関からの説明によると、本件現地調査においても、撮影した写真を紙面に印刷し、他の資料と合わせて報告資料を作成しており、当該報告資料については、保存期間1年の行政文書として扱っているとのことであった。また、写真データは、デジタルカメラのメモリーを実施機関のパソコンで読み取った上で印刷しているが、写真データを移動することはなく、かつ、写真データの複製を作成することもないため、実施機関のパソコン等に写真データは残されていないとのことであった。

この点について請求人は、写真データは存在するはずであると主張しているが、実施機関の写真データの取扱いについての説明に特段不自然な点はない。よって、紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、紙面に印刷した後に写真データを消去しているという実施機関の主張は是認できる。

(イ) なお、実施機関は、紙面で作成した報告資料の保存期間について、本来であれば「建築及び開発に関する相談関係書類（3年）」に該当し、3年保存すべき行政文書であったところを、実際には軽易な行政文書として1年保存した後に廃棄する運用としていたとのことであった。本件における当審査会の判断を左右するものではないが、当審査会としては、当該報告資料が3年保存の行政文書に該当するのであれば、文書分類表に基づき、適正な文書管理をして、3年保存した後に廃棄すべきであったと考える。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月2日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・諮問の報告
平成28年5月23日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年5月26日 (第290回第一部会) 平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・諮問の報告
平成28年8月26日 (第298回第二部会)	・審議
平成28年9月9日 (第299回第二部会)	・審議
平成28年9月23日 (第300回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成28年10月14日 (第301回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・審議
平成28年11月9日 (第303回第二部会)	・審議